

(介護予防) 通所リハビリテーション

契約書別紙 (兼重要事項説明書G)

利用者に対するサービスの提供開始にあたり、新潟県条例の規定に基づき、当施設が利用者に対して説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1. 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	医療法人 至誠会
主たる事務所の所在地	〒940-1111 新潟県長岡市町田町575番地
代表者（職名・氏名）	理事長・荒川 太郎
設立年月日	昭和42年12月27日
電話番号	0258-32-4040

2. ご利用事業所の概要

ご利用事業所の名称	老人保健施設やすらぎ園	
サービスの種類	通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション	
事業所の所在地	〒940-1111 新潟県長岡市町田町555番地	
電話番号	0258-33-5551	
指定年月日・事業所番号	平成12年 4月 1日指定	1550280018
管理者（職名・氏名）	管理者・荒川 太郎	
実施単位・利用定員	1単位	定員23人
通常の事業の実施地域	長岡市	
第三者評価の実施状況	なし	

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護やリハビリテーション、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援すること、また、利用者の方が居宅での生活を1日でも長く継続できるよう、短期入所療養介護や通所リハビリテーション、訪問リハビリテーションといったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。 リハビリテーションは「心身機能」「活動」「参加」などの生活機能の維持・向上を図るものとします。
運営の方針	当施設は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要介護状態の軽減や悪化の防止、もしくは要介護状態となることの予防のため、適切なサービスの提供に努めます。

4. 事業所の職員体制

従業者の職種	人数
医師	1名（兼務）
看護職員	1名以上
介護職員	3名以上
理学療法士・作業療法士・言語聴覚士	2名以上（兼務）
管理栄養士	1名以上（兼務）

5. 利用定員、提供するサービスの内容

通所リハビリテーション（又は介護予防通所リハビリテーション）は、当施設（介護老人保健施設）に通っていただき、健康管理の下、入浴、排泄、食事等の介護、生活等に関する相談及び助言やその他利用者に必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的、精神的負担軽減を図るサービスです。

- (1) 介護老人保健施設の利用定員は170名です。
この内、一般棟90名、認知症専門棟80名です。
- (2) 介護保健施設サービス、（介護予防）短期入所療養介護も希望に応じてお受けしております。
- (3) 通所リハビリテーションの利用定員は23名です。
- (4) 提供するサービスの概要は以下の通りです。
 - ①（介護予防）通所リハビリテーション計画の立案と、計画に基づいたケア
 - ② 食事 朝食の時間 8時00分～ 8時45分
昼食の時間 12時00分～12時45分
夕食の時間 18時00分～18時45分
食事は原則として上記時間帯に食堂でお召上がりいただきます。ただし、利用者の状態や希望により食堂以外の場所で召し上がることも考慮いたします。また、食事時間や嗜好についても、できる限りご要望に配慮いたします。
 - ③ 入浴は通所リハビリテーション計画に基づいて、個別浴槽のほか、入浴に介助を要する利用者にはリフト浴槽で対応します。ただし、利用者の病状に応じて清拭となる場合がございます。
 - ④ 医学的管理及び看護
 - ⑤ 介護及び日常生活上のお世話（退院時の支援も行います。）
 - ⑥ 機能訓練（リハビリテーション、レクリエーション等）
 - ⑦ 栄養管理、栄養ケアマネジメント等の栄養状態の管理
 - ⑧ 口腔ケアは日常ケアの一環として実施します。毎食後の嗽やブラッシング、必要時、歯科衛生士の指導などを行います。
 - ⑨ 理美容サービス
 - ⑩ 相談援助サービス
 - ⑪ 行政手続きの代行
 - ⑫ その他

6. 営業日時

営業日	月曜日から金曜日。 ただし、国民の祝日及び盆・年末年始のうち、当施設が指定した日。
営業時間	午前8時40分から午後5時40分まで
サービス提供時間	午前9時15分から午後4時30分まで ----- 延長時間は、利用者及び利用者の家族と相談の上、対応します。

7. 利用料の概要、お支払い

- (1) サービスを利用した場合の基本利用料及び加算料金並びにその他に必要となる利用料は、通所リハビリテーション料金表並びに実費料金表をご参照ください。
- (2) お支払いいただく「利用者負担金」は、原則として基本利用額及び加算額に対する利用者の負担割合に応じた金額となります。
- (3) 基本利用料及び加算料金は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、基本利用料及び加算料金も自動的に改定されます。また、当施設の体制を変更した場合も利用者負担金が変更になることがございます。その場合は、予め変更する時期及び内容を書面でお知らせします。
- (4) レントゲンや複雑な処置、手術や医療上の指導等については、別に医療保険の費用として医療保険の一部負担がかかります。
- (5) 利用料のご請求とお支払いについては、以下の通りです。
 - ・利用料は、月末締め、翌月12日前後に請求いたします。利用料は請求書発行月の月末までにお支払いください。
 - ・納入は原則として、口座振替でのお支払いをお願いします。特別な事情により口座振替が困難な場合には、個別に相談に応じますので事務室もしくは相談員にご相談ください。詳しくは別紙をご参照ください。
- (6) 領収書は、医療費控除の申告や高額介護サービス費の申請に必要となりますので、大切に保管下さい。なお、領収書の再発行はいたしかねます。
領収書の再発行の代わりに、受領証明書の発行が可能です。1ヶ月につき1,000円(税抜)の証明書料がかかります。
- (7) 利用料は、納入日までに、利用者または家族等が、お支払いの責任を負っていただきます。

8. キャンセル料

通所リハビリテーション利用当日に欠席をした場合、キャンセル料を徴収します。
なお、当施設に利用日の前日17:00までに欠席の連絡があった場合は除きます。

9. 協力医療機関

当施設では、下記の医療機関に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。(協力医療機関および協力歯科医療機関)

名 称	長岡保養園
住 所	新潟県長岡市町田町575番地

10. 緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、当施設の医師が診察するとともに速やかに利用者の主治医及び家族等へ連絡を行う等、必要な措置を講じ

ます。利用開始時に、主治医及び利用者の家族の連絡先を確認いたします。なお、主治医や利用者の家族の連絡先が変更になった場合には、速やかに担当職員へお知らせください。

1 1. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の居宅介護支援事業所の介護支援専門員（又は地域包括支援センター）及び市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

1 2. 苦情相談窓口

- (1) サービス提供に関する苦情や相談は、当施設の下記の窓口でお受けします。支援相談の専門員として支援相談員が勤務しておりますので、お気軽にご相談下さい。また、管理者に直接お申し添えていただくこともできます。

事業所の相談窓口	電話番号：0258-33-5551 受付部署：社会サービス部 やすらぎ園相談室 面接場所：当施設の相談室
苦情解決責任者	荒川 太郎（管理者）
苦情相談担当者	池田 貴夫・岡本 直樹・笹川 亮（支援相談員）

- (2) サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

苦情受付機関	長岡市福祉保健部介護保険課	電話番号 0258-39-2245
	新潟県国民健康保険団体連合会	電話番号 025-285-3022

1 3. サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

- (1) サービスの利用中に気分が悪くなったときは、すぐに職員にお申し出ください。
 (2) 複数の利用者の方々が同時にサービスを利用するため、周りの方のご迷惑にならないようお願いいたします。

- ① 敷地内は全面禁煙です。（電子タバコも同様です）
- ② 火気の持ち込みはできません。
- ③ 酒類の持ち込み、施設内での飲酒はできません。
- ④ 施設の設備や備品をご利用の際は、職員にお申し出ください。
- ⑤ 金銭や貴重品のお持ち込みは原則ご遠慮願います。
- ⑥ 利用者同士での金品の受け渡しはご遠慮願います。
- ⑦ ペットの持ち込みはご遠慮願います。
- ⑧ 昨今では、一部のご利用者やご家族等による職員へのハラスメントが問題になって
います。ハラスメントは、職員の心身に悪影響を与えるだけでなく、安心して働くこと
を難しくし、状況によってはご利用者ご自身のサービスの提供も終了となる場合があり
ます。

ハラスメントを防止することは、ご利用者のみなさまによりよいサービスを継続して
利用していただけることにもつながりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

例：物を投げる、唾を吐く、体を叩く、大声で怒鳴る、理不尽な要求、体に触れる、
性的な話をする、長時間のクレーム、つきまとう等)

- (3) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担
当の介護支援専門員（又は地域包括支援センター）又は当事業所の担当者へご連絡ください。

14. 個人情報保護及び情報開示

- (1) 当施設では、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」並びに当法人が定める個人情報保護方針に則り利用します。また、情報開示請求があった場合には、当施設が定める情報開示規程に則り対応します。なお、通常の業務で想定される個人情報の利用目的は別記をご参照下さい。
- (2) 利用者の利便性を図るために当法人グループ（長岡保養園・やすらぎ園・まちだ園等）において、情報の共有のために情報を公開することがあります。当法人グループ以外に情報を公開することはありません。
- (3) 利用者の利便性を図るために、他の介護サービス事業者等に情報を提供する場合には、予め説明した上で、同意を得てから行います。

15. 非常災害対策

- (1) 当施設は、スプリンクラーや消火器、消火栓等の設備を整えている他、年2回以上の防災訓練を行い非常災害対策に努めています。
- (2) 当施設は、所在する地域の環境及び利用者の特性に応じて、事象別の非常災害に関する具体的計画として災害時対応マニュアルを策定しております。

16. 賠償責任

- (1) 当施設において、介護サービスの提供に伴って、当施設の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当施設は利用者に対して損害を賠償するものとします。
ただし、損害について当施設の責任を問えない場合については、この限りではありません。
- (2) 利用者の責に帰すべき事由によって、当施設が損害を被った場合、利用者及び家族等協力者は、連帯して当施設に対して、その損害を賠償するものとします。
- (3) 当施設は「日本精神病院協会損害賠償保険」に加入しています。

17. 当施設の利用者へのリスク管理について

高齢者及び要介護状態にある利用者の体の特徴や起こり得るリスクの特徴を別紙のとおりまとめましたのでご覧ください。高齢者及び要介護状態にある療養者の体の特徴と危険性をふまえ、療養者の状態を観察評価した上で個別に予防対策を講じます。しかしながら、危険性を全て無くすことは困難な状況です。

様々な危険性と予期せぬ出来事が起こり得ることを十分ご理解いただいた上でご利用ください。

18. 保険情報の資格確認について

医療保険情報等の資格確認は、協力医療機関においてオンライン資格確認の機能を用いて医療保険情報及び限度額の確認を行います。